

設計図書等に対する質問

工事記号 NE 1
 工事名 船橋市立宮本中学校校舎建替機械設備工事

質問事項	回答
<p>1. 図番：M-22 設計図面の凡例には給水管の管種が一般配管用ステンレス鋼管（拡管式）になっていますが、内訳書には圧縮・プレス接合と記載されています。内訳書に記載の圧縮・プレス接合ということでよろしいでしょうか。</p>	<p>1. 60A までを圧縮・プレス接合、 その他をハウジング形管継手としてください。</p>
<p>2. 図番：A-012 M-02 建築図工事区分表では、工事用電力、給水は機械にも負担となっていますが、設備図では、利用可能（無償）となっています。無償利用と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>2. お見込みのとおりです。</p>
<p>3. 図番：M-07 08 空調設備図ピット内に設置取付けるドレトラップ及び間接排水金具が設計書にありません。増額要素でよろしいでしょうか。</p>	<p>3. 設計書には含まれておりません。詳細につきましては契約締結後に別途協議いたします。</p>
<p>4. 図番：M-12 空調設備図屋上冷媒管ラック（SUS製歩行可能形）が設計書にありません。増額要素でよろしいでしょうか。</p>	<p>4. 設計書の空気調和設備における保温一式に含まれています。</p>
<p>5. 図番：P-15 換気設備 ダクト外共板ファン 83㎡ですが該当箇所が図面で確認できなかったのですが、箇所のご指示をお願いします。</p>	<p>5. 制気口ボックス類のネック部分が該当します。</p>
<p>6. 自動制御設備 スリーブ設計書にありません。増額要素でよろしいでしょうか。</p>	<p>6. 配線・配管の単価に含まれています。</p>
<p>7. 図番：M-03 給水設備・給湯設備の弁類の仕様ですが、5Kでよろしいでしょうか。</p>	<p>7. お見込みのとおりです。</p>
<p>8. 設計書：P-26 図番：M-26 給湯設備 リモコン設置場所が記載ありません。ご指示をお願いします。</p>	<p>8. 理科準備室1、理科準備室2、多目的室3内とし、設置位置は協議とします。</p>

<p>9. 設計書：P-38 図番：M-24 屋外給水設備 給水管サイズですが図面100設計書PE75Aですが、100でよろしいでしょうか。</p> <p>10. 設計書：P-39 屋外給水設備 弁樹VC-5(700H)×2(1200H)×1の中に仕切弁も含まれていますか。</p> <p>11. 図番：M-24 屋外排水設備 公設樹公-1.2.3新設ですが本管からの引き込み工事は含まれていますか。 (樹リスト備考欄に汚水本館接続の記載) 設計書に項目なし、道路部分の詳細図なし</p> <p>12. 各種申請費（給排水、消火）は設計書に計上していただけないでしょうか。 *設計書に申請費計上してある物件もあります。</p> <p>13. 図面番号 M-03 全熱交換ユニット用ダクトの保温適用範囲について図中に「OA・EA・SAダクト全て」とありますがRAのみ保温無しと考えてよろしいでしょうか。 (EAも必要でしょうか)</p> <p>14. 図面番号 M-24 散水SP配管：「キャップ止め」 屋内消火栓配管：「プラグ止め」とありますが他校舎との接続、試験、調整は別途と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>15. 海外情勢による資機材価格急騰について 本工事に使用する主要資機材について、入札時点と施工時点で大幅な価格乖離が生じた場合、単品スライドまたはインフレスライドの適用対象となるかご教示ください。 また、適用判断の基準および必要書類についても併せてご教示願います。</p> <p>16. 資機材供給停止時の工期の取り扱いについて 本工事で使用を想定している塩ビ管類について、海外情勢の影響により供給停止または納期遅延が生じる可能性があるかとされています。 このような不可抗力による資機材調達遅延が発生した場合、工期延期の対象となるか、その取扱いについてご教示ください。</p>	<p>9. お見込みのとおりです。</p> <p>10. 弁樹には含まれていませんが、設計書P-38にライニング仕切弁として別途計上しております。</p> <p>11. 本管からの引込工事は、本工事にて行います。 なお、道路部分のアスファルト撤去・復旧に関しては別途建築工事です。</p> <p>12. 各種官公署申請費用については、現場管理費に含まれています。</p> <p>13. お見込みのとおりです。 なお、EAについては保温してください。</p> <p>14. 他校舎との接続等は別途工事のため調整は必要ありませんが、本工事にて納めた機器等の試験は必要となります。</p> <p>15. 契約締結後、不測の事態が発生した場合は、状況に応じて別途協議いたします。 また、適用基準については単品スライド条項運用基準、インフレスライド条項運用基準に基づいて行います。 なお、必要書類については、船橋市ホームページ「工事請負契約書第26条の運用について」を参照してください。</p> <p>16. 受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、お見込みのとおり対象となります。 また、取扱いについては契約締結後協議とします。</p>
---	---

<p>17. GHPの製造中止に伴う設計変更の確認について</p> <p>冷媒「R410A」仕様のガスエンジンヒートポンプエアコン（GHP）について、製造メーカー（ヤンマー）より、2027年（令和9年）3月末をもって当該機種の出荷を終了する旨の通知を受けました。</p> <p>そのため、本工事において「R410A仕様機」の調達・設置が物理的に不可能となった場合、後継機種である新冷媒R32対応機（Mシリーズ等）への設計変更、およびそれに伴う諸経費の増減精算の対象とするか、ご指示願います。</p>	<p>17. 契約締結後、協議とします。</p>
---	------------------------------